稽德編

二十二

藏書
藏書
280
フ
1A-22

藏書
昭和二年

樹德編卷之二

明治十九年
八月點査章

備前侯

[illegible]名ハ光政童名ハ新七郎と称し九州[illegible]
[illegible]て烈公と云又ハ池田武藏守利隆朝臣母を
台德公乃御妻後ふ福照院と称し[illegible]

一 若
權現様御用人[illegible]
[illegible]

愛知県文化会館
昭 33.7.30 和
36271

A 280
7
LA-22

省略
解説

孫人早人を成り申て仕候者共
沙汰の御経物を出すと接て出候なり
接続係と仕候御きき事こそ内の物を
ゑらび新ふ納させ申候 若道出の後
上方眼さ乃ときもゆきこと
新天竹しし

眼
型公送り
ゆ

一 若いさ初りしに夜毎ふ所行ふ入せ申候
暗せ申なり 御陸ふ申て 悦寝させ申
近格の人々ゆやしこと事ゆ又祝せ申

事ゆ知と新ちしふ云こと 若さ世申ゆ
しふ武夜新ゆ育より逃暗せ世申しを
こ新を問ふ世申れて我又紅乃養ふて大
を掘こゆ知ふこちこと祝れて 新ゆ新を
いこして 世め表ふ出きをきゆふ世をし
ゆ世申ふ申て乃ゆ寝もこうりかゆ
ちこ事の こ新中きの ふ海陸を海世
すしふ申 若こ乃信と成て 西民を教へん

教

こきいゆを云ゆ 先ふ 波新せこ古

十四歳の時の

一

十四歳そうの時の事なれば仕合の事なども
沒のやうに年のいかぬことなれば何事も
後生事の高名の中の所の別形のふ年月
さて[illegible]所の[illegible]
[illegible]

[illegible]

家康[illegible]仕合[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

さしたる事もなきに取り立てられ只今の如くになれ
る者にて御不審ありけれど此事ハ實なりしとなれど
人心をまどはすものにてとて落涙せられしとぞ
とぞ

一 常に御母君へ孝養をつくさせ給ひて御孝養の数々ハ記しがた
く何事も御心のまゝに御心を慰め
させ給ひ尚その外にも種々の女
中までも笑ひぬべき職ニ嬰児の如く戯れ給
ひまゐらせし桂昌院様御礼儀正しく成給

なされ或時淫楽にて歌舞妓（放）を御覧ありて宮ハ
其婦人の見る所なき（きこと）を乃ふに付ひ（に）て家人の比
其身も無用なりとて御宮にて後も無く御家へ御遣
事なりとて好き人形を以て御覧に供し

一 福照院様御好にて御庭に松を栽させ給ひ附栽相
御家へ入りて後ニ栽し人も不吉なりと大（君ミ）方
之秋を過ぎて御栽しの外ニ或時福照院様
尚世様御許の数々風俗の御まゝにて寄の如く御
許にもなきをまで君（簾）をとりて其他を持り

[illegible]時改言[illegible]例[illegible]感[illegible]
[illegible]改言[illegible]
[illegible]只[illegible]
[illegible]退[illegible]
[illegible]親[illegible]惟[illegible]
[illegible]
[illegible]文十二年[illegible]
[illegible]例[illegible]
[illegible]

[illegible]数[illegible]水[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 江州小川の邑中江與蔭孫樹先生[illegible]氏の
[illegible]遺德[illegible]
[illegible]
[illegible]江[illegible]
[illegible]先生大津の[illegible]
[illegible]
[illegible]先生[illegible]
[illegible]

東涯の三都ニ居 先生の弟子与兵衛備前人此頃
此家無乃此会読ニて 甚之丞小畝 進才藝
何やらしニ二十四歳ニして 弱冠也 仲子孫三郎
孫四郎ニ於ける 其外さまし 紹政親王の此時藩の
為ニ於て 致仕して 江戸ニ而先生の高弟中
川權之丞熊澤源八 別ニ家譜行状有り 家ハ吾ニ鑑の名 加世
公儀ニ一家此住同し 此四人の子孫永く住吟
其外 軍印の武士藝能ニ長しの者 其國草加世
大島弥于郎三郎 齋藤加右衛門 此三人ハ 大坂ニ在

懸口七郎藩の功績以て 禄ニ千石出
草加茂於世上を見出 高名何ニ於も 君殺
刻ニ於て 此辺りの名 古跡 此世ニ放
後世 此三家ニして之

一 藤堂高虎家 草加甚卯 大坂ニて 木村長門
守ニ属し 騎馬乃軍ニ戦功をし 又宗禄を給
りて 齋藤加右衛門も 木村ニ属して 軍功
有し 此三人 武功を論して
先生の前後を争ひ 此前ニ在て 判断せす難

秘蔵の先祖より傳へしといへり 本村の注文也とて出
せる家に宝に 本村の時代ものを所望せしかとも 秘蔵
の所論なき人のきるに 流せる秘蔵の網ものを酒を
のませ私の故実多く 家宝を遣はして 大事稀な
めでたき蔵に 借て 評判宜しからぬものを
所持す 其後秘蔵の宝安の端書に 記置
ものにて 米産を 探り出されし 劉の右用にて
之入事のなりとて 甲冑を 添て 是非取返し
ニ上意にて 少しも此意のなき様にされけり

後一関
一 米乃此代に 江戸 芸人 ある中に 中年 薮内といふ
鉄炮殿の事なり 桜井 源兵衛 南人と云 源原一風に細工を此
江戸 此 時分 新蔵衆 今井 利休の 数寄 三人
武術に長したる人 江戸者 数寄は京にて代々 相伝を上手等と 新蔵事なり 鉄
炮は 薮村某流 時国土生 大坂町人 桜田新左衛門
道也 桜三郎 中村多三郎 源は 作の利 桜 何坂に
南之源 源新之丞 義出羽守 目宮前の小将 名人の源を
学以後之 上之目宮前 事なり
河瀬 と 戸田権松 馬は 一流 新左衛門 ある 新之丞 宗門
源之丞 筆者は 上京 流新 当道 源田 新之丞

儒者小原若狭守浦清七窪田道和之

一元旦の内祝式書の一字の内為[illegible]

内祥有り内淡初り赤経内書初ハ天下泰平偽造

因行の八字を[illegible]

一常ふ小倉織の袴を穿きせあり脱せあ時も無

事なく根の行所ふ小ちをりしちうふ偽造

ふ命して急きせ事業の備金の数年ふ[illegible]

[illegible]を山内十郎[illegible]

[illegible]

付[illegible]十郎[illegible]

[illegible]

ふ金の様の内紋付[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一

[illegible]

形ていを盛潔を保ち義心を憤発して出陣
仕るべし

一出陣中は只管性の内に高慢に流の書簡等を
敬うを乃ち出陣なれば約束の人数を
無之ては出陣なれば第一馬乗を止め
るべしや

一出陣の儀を長内に申渡すべし内の者ども
傘等をつけて出陣せ行りしを出陣しなれば
を除る人の傘は所の者ども一騎に付
列に混雑致さるべし山間狭き所
多を通る時は遠慮なく長柄中小傘を取除の
陣屋を切り絶なく傘等に用ひさせまじ
きこと

一白昼等の所にて一人の乞食乃ち老人病にて
歩を出かねて者人乞食盛潔なる人を用一貫
文遣ること乞食の者に出るべしなれば
ふ不しかれば第一人の苦を苦せずして
ものの

一 [illegible]

一 [illegible]

なりとて　此國にもとよりの之

一 然るに我朝の沿沿信濃等様へ此佛の座に入るハ甚ハも

弟子も学文ならてハなるぬ様之先文を聞なれハ人々

物事も道理多く我文盲なる方より学文する

事のはなく毒事のことまゝならす事の之いふにと

なれハ我身のみを済ふなる事を学文する所ニハ

此ニ足ぬ所之諸人の上ことのハ忘れん方法を

いはれぬ様之何事か我なりとも道ハ能き事ニ

田舎者之学文を忘れ是一ツも外乃事ハなく　只我

身の意見諫之と思ひし少しも余所の事と学

存すれは能く考へ思ひ書物ニよる所乃知行名利

言をも足り競ふ事ハ邪智淫乱ニ我いたしめなりと

此ハ申すまいなく此聖賢の場へハ至りてもみなるもの

ふみ出ぬへきもの道ふ文ハしれり中にも此ハ広く身ハ

至極の色をの善きも見知し御家の為ニ於

此ものは二ツ方存ふなんハ後来との古戦の御戦ハ

近代富ヶ家大將陣ニある所存命の事とそ

皆ふみく見立人まゝ今日もする事ニ戯に後までの名のも

なり武雪或を恵義陵ふ[illegible]なく空く
月を送りの天道を送り[illegible]
作るべし

一 [illegible]付内侍ふ

[illegible]係の内容ふ神儒仏ふ内[illegible]
なり神道ハ四[illegible]して法[illegible]
[illegible]して仏道ハ[illegible]
[illegible]を[illegible]仏道ハ[illegible]
[illegible]教[illegible]
[illegible]今[illegible]

[illegible]の[illegible]仏法ハ大[illegible]
[illegible]有[illegible]
[illegible]ハ我[illegible]の[illegible]
[illegible]の海[illegible]
[illegible]仏[illegible]
[illegible]

一 又作[illegible]の仏を道[illegible]
[illegible]の一人を[illegible]

よしや我身に悪しき者ありとも今迄教へ
なりし行しきは我が何やまりなれば彼等に負へ
うしは今の佛法のなりしへは
撥須[illegible]比丘を始め御家の佛法には何れ今の
如くなるは必破却に始め今まで悉く左時に
當りて寺院には大寺は除きて不行跡なる今の
佛法のまよひをさとり神道の正直清浄の大道を
聖むべしと知りなば仏法者も一統にかれも
仏徒[illegible]修行すと[illegible]りいふの者あらば[illegible]法を

[illegible]坊主[illegible]は一坊主の僧侶不仕[illegible]
[illegible]へきの事一夫耕さざれば天下飢を受け一婦
織らざれば天下寒を受くと比丘比丘尼はいはゞ
くは国民を飢寒せしむる本なれば罷還
俗させるの外には[illegible]ひをすくんとあらはまし
[illegible]僧法師もあらしてまさとして[illegible]
何[illegible]ましんとひらて[illegible]人の上道て[illegible]
[illegible]しや

一 [illegible]小[illegible]を勤[illegible]の

若東国ニ於て某家より承りしさ其身の物を出し
何り是を兵具ニ給せて此先之人相続し武勇を
談し其時此侍ニ此席ニ熟し出る殊ニ是を引は
殿を思ニ従ひて三千り此先を以て甚[illegible]
某ニ仕ひ[illegible]左右の[illegible]より山田[illegible]入道[illegible]
上[illegible]
[illegible]合中上[illegible]
中上[illegible]の[illegible]を以[illegible]加様[illegible]上[illegible]
[illegible]一[illegible]方ニ[illegible]の[illegible]

方ゟ[illegible]道を[illegible]中[illegible]
加様[illegible]戦場ニて一命を捨ての御の上
ニて[illegible]の[illegible]年月の勤功を[illegible]の
[illegible]の[illegible]加様[illegible]戦場の[illegible]何を賞
して加様ニ[illegible]方[illegible]の[illegible]道
[illegible]時節の[illegible]方[illegible]
只今[illegible]之人[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]加様[illegible]只今[illegible]

[illegible]

一 山内[illegible]年[illegible]成[illegible]時[illegible]道[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]道[illegible]年

大[illegible]院[illegible]上海の[illegible]

[illegible]

殿新たなる御為に成なさせ給まゝ殿の御
相伝なる御書を読聞かせ給殿の家臣を拳ふ
仰せられ我殿を仕奉る殿の家臣を
かせ給ふ殿ふ流れを汲ん一生を終る
大敵深根の時御伴仕て
の御一時忠義用を尽す異形を赤く
せ給ふ御面目の奉年八歳にして仕奉る牧
政の大臣迄も御恩の一言忘れ難き士の義

義を懐抱せんと思ひ御へ申なるべし

一 江戸東殿山ふ法大名家臣といひく御門を
家ふ家臣を仕奉る只今ふ法なる御家
臣を仕奉ふ中上士八人のみ有を士
士を拾ふ我
命ふ代りに家臣を召寄
池井西屋敷を家臣なり遠藤ふ隠
の高を改しを御ふ天下を奉入
仕奉ふ一生家臣迄の地所

[illegible]

一

備後国[illegible]（播州完要之事不[illegible]）

上[illegible]の時[illegible]

の[illegible]

一

国[illegible]の[illegible]中決[illegible]八[illegible]

[illegible]

より書翰を以申来を披見致す所ハ　淺野より
無御座候ニ付　殿ニ而ハ　海を越ル　みた　御承知無
候の御義ハ　遂延　八右衛門方へ申越ス　然ル所　早速延
引ニ付御承知ニ而又々申上候ニ付　御承知無之究
角申て　相済ニ付　候御申ニ　同列の面々より　申候
引継ひ　相談仕　不申候　披見之上　家老衆へ
馬の行列を以　以申ニ付　披見　公儀江之
殿ニ而　家老の御沙汰ニ付候ハ　改易之御沙汰申ニ付
国元へ　申遣ス　右之書　早速殿ニ而　改易の上ハ　八右衛門も

切腹ニ付　家中　其ニ付　追而　御沙汰ニ付候　而て
御役人衆ニ付候ニ付　八右衛門ヲ以　承知　越候　無之候而
切腹被仰付ニ付　則之　家中ニ付　遂々　其ニ付　申ニ付申ニ
相成り　事済ニ付　被成　同列より　家老へ　御役人衆ニ
急ニ御目ニ付候ニ付　早速御　家中ヲ遂　御目ニ掛ル
一族古家老の次第如何ニ　成り候ニ付　時節到来
御覧ニ付　何ニ而つしき　名別も　入ル事ニ遂
急ニ無之ニ付　其の事ニ付而　何ニ而　申上候の返答
被仰付　御覧中ニ而　ニ付　御承知ニ付

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一酒井雅楽頭忠清朝臣大老の職にて天下の権威をとりて[illegible]を武付[illegible]に[illegible]て小書院にて[illegible]朝臣の[illegible]を仰せられ上乃門[illegible]大[illegible]朝臣の[illegible]詞[illegible]朝臣の[illegible]任[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

移ものを求めて、うきゝ行といふものゝ人と行き
合て和歌すれば馬より降りて相互に利潤の
入りたる時馬を降さるゝ事中古に出たれば
相互に敬の人合の間の明なる事と感じ入て
ゆう平後藤の外より四百石にて抱へんとの
ゝ事も此の人二万石にて召抱へられ十人扶持
の時分なれば十人扶持の間の
なり
今の学校の地元西の丸新番所学院なり其の時分に
新番を取立られ新番頭三人のうち一人学校奉行
年番にて在り勤なる組に抱へと家禄山の内
門を出て行中に大光院井伊掃部頭忠清殿屋敷
前に行き出る忠清殿の人数多行と
なく在りの人行列の間に通る所に浪人
此者共と申是は浪人と申て相互に論して
主人に申聞いたし新番に成りたるものを自
分仲間にして路も無くて高の内に浪人の
此者共に成て下の物を行

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

何と心得候や勘弁して家中の儀何事ニ付易く申ます
事は不成之事 此乃なき者之通り入候ニ
安穏ニ何年も不足なく免許し子孫ニ成行ニ
役人共在宿家中ハ恩を存させ申事ニ成へしと
御答や

一 江戸へ御使者相成候節長門関門ニ而御付出立
御當日迄御見合之事 當ニ而者長門家来を以拝
在り候上ハ御指図ニ而付候者も月代を家来共大勢ニ
騒き迄も本心ニ而無之候と存候つの物あり

見ゆるのき時分ニ候者一人門外ニ罷出又門を守り候
御待受候事ニ長門ハ門前ニ而御目見申候者人皆不審
して挨拶を見るのミ 君御機嫌長門ニハ御意成
長門ニ候得御輿の側へよりて 何かハ天守能忽
挨拶ニ而御目見之後ハ側ニ通り何事も申合 御勤申
御当方しも御存意ニ候まゝ申上君ニも被
御機嫌よく御目見乃後拝も御意成されつ退て家
来を召出し其上ニ御見立ニ罷出候て度君之成人申
上候て此段いつ不審ニ存候 右の御紙面ニ而

此孝行并義役を心がけとして凡書は漢文此外も
無用成事といひしとかや心意にて世の有志の君
いかに良人よりか付ておりとも世にあり純忠行ふに至
しては義士道おかるも此家の役にて可窺相者宜
通りありとて其主君しきものをと思ひしふとそ給
ひけり

一 孝経第段五人の章を講せしめ玉ひ大臣池田相輔
池田伊賀に名字をとらに用ひるへし申におよはず
事何にも必諫めらるへし 又無事にも人の諫を受之

入まりまた給何ひしつえ一說當感しまかし 時中川
操叔権之丞も来有りまゝみおり只今の此一言玉家永
久の兆之君は義感にて時に聰明に於ける文
夜寐の深まりて是まゝし 然せらに 時に二月よも見
うまれと人て皆申は此事にて此諫を申人乃
見しや寂光る事を察和して 諫めるまを費し給
ひ元治とて此義之ししと申 此れよれ居也
未たを費しまうま 大さまれ中川 追至の元和
世治春八之丞とふ何事り なるまその日しとやせ候 操叔

人臣職分已の利欲に為ふ之を為ふ者は忠義
為ふ不孔を忘るるなり
一津田主殿助永忠十六七歳の時中務殿に
仕へしに天正の頃計は時を知らず同年
中永忠殿の御入りて不仕とて主殿殿
御入りて永忠殿を主殿殿と
城内にて「男」と申す人に成り十八歳
の時天正の頃仕へる事を嘆き
以て後年老中松の御ゆるして時刻を
永忠殿より奉公所に長命に成る事を
感じ申し奉老中の方へ参り永忠殿の
御年老中の方へ参り永忠殿の
中せしに「二十歳の時に仕へる」と
申せしに「若き人の見て有過ぎ」と
仰せ所なしいま一度と思ひ奉て仕へ
仕へ申す主殿助殿仕へ申すの所
に過て後仕へ申す後者に仕へ申す
主の御ゆるして才に申す事の

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 京より樂人を召し一辻御書来候御紙宣旨写
三人来り士を文ヲ樂を学ぶ者ふを笛を好
ぶ者ふ[illegible]ふ者ふを中院内府
通茂公ふ[illegible]ふ者ふ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

中上向後一汁一菜ニ定ニ付ても被仰付候趣
御料理も追々減じ候ての事と存候処
みな申数ニて有之候 何も是迄数多品数被仰付候 御役
人方ニも御台所中賄方ニ付候ては御船中ハ先達
被仰付候少々申上候二汁一菜なりしハ未た
の表ニ増しもあれ共是ハ中をかき合ニてヶ条二
菜を出し候事も有之候ニ付気ニ入候菜ニて候を
殊ニ今一菜を合せ候ハ身の奢を慎むべき也
一菜ニ減し極めたる事ニて一汁一菜宜ニ向ふ可き也

ニても人之品ニ附て料理人も不同ニ付様ニ遂ニ悪抜
遣ひ之後ハ定て肉類ニて一菜も二菜も添く
無之又ハ一菜ニ而も宜敷抱入も合セ候ニ付近の
二菜なりハ是迄ニ抱入も多く時節ニ応し候
一菜を減じ候ても中付き立つ事ニもなり

一 評定月番の日御奉行ヲ始 月番之評定所の抱入乃高を一ヶ月切ニ勘定添し書
付紙差出候さして 御蔵の書方小頭も以下の面々を斯
の算勘ニて 術を得候様ニ候得付者ニ仰付候
天下の銭を扱ふ者ハ技術ニて候ふ

[illegible]

一 山内[illegible]家ハ新行百五十石ノ数年勤役の内ハ[illegible]ト思ヒ[illegible]内証[illegible]ノ[illegible]
一度ハ三百[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]

一 [illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]

一 山田道[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

止め

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 道[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一

一

此せるに付て所ふ在を海邊にて蕃者の士ふ
多しとて

一 却説雅陸の船場の賊を捕へんとて百人を長
崎の船へ入せる彼のうちの場ふ賊を
捕へ出せり菜園ふ大根の苗の如くに
なりて高さ四寸の帰りて大根のごとく出来
たりて人ふ食せる中等後れに取殺
(入)せり外ふ海の外ふ根ふ多きことなり五
内(入)に帰りけれ何者の根なるを

此節あり中年長れの根なる如くを中上者ふ知
なる者ふの為にて掘せるまゝにて内に殺ふ
これを彼の船内の彼中掘きしの所業掘ふ
仕へしなり

一 去年長崎ふ海地抜を掘ふ所ふ出て
一日後中抜後迄行機ふの少く黄昏ふ出
彼今村の辺へ掘ふ所ふ田畑ふ多くして
しかるに僅ふ坊せる海地有て掘へ出ふ
出現の事にて 皆ふ出しまして高さ七の内

同書の中に引義一名ふつやまと流の二種
つゝ記すること[illegible]事なれば大きふ異なる
所あり[illegible]場合に流儀を[illegible]ふ奴僕ハ[illegible]
大機を[illegible]ひいて一方事[illegible]
流儀ハ[illegible]場合ハ[illegible]流儀を[illegible]
ハ[illegible]を[illegible]ハ[illegible]
[illegible]剣の如[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]流儀の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

第一右の委細を中達ス孰れも菊亭殿へ
御内意之事義紀義孝ふと中出ス家老中へ
中達ス〻い義中より言上ス〻一時ハ延一
ヶ月ハ出ス徹して委細ハ中上ル筈ハ
無之ハ如何なり一難きの〻先ハ此の御内意
ハ聞きて老中を〻ハ一ハ如何の御内意ハ
ハ如何なるハ付て家老中ハ如何の義ハ成
ハいと言ハ中上れいされハ出ス
ハ中上れハ義ハ如何なり一旦を出すハ不將なり

されハも孰れを渡さるを切一ハ先の例ハ
迫て出ス一同ハ如何ハ返ス様ハ思ハ同
ハ様ハ返ハ出すハと一様ハ言ハ義ハ少ハい
義ハも言ハ言ハ言ハて叶義の罪ハ様ハ一
中義ハ出様ハ如何ハ中上ハ出ス様ハ上ハ
中ハ出ス中ハ出ス様ハ通ハ様ハ如何ハ
渡さるハ義ハ〻義ハ孰れの通ハ様ハ〻ハ
ハ如何ハ出ス様ハ中上ハ出ス
ハ義ハ義ハ出ス中ハ上ハ出ス

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 武時年寄中の内へ[illegible]先達[illegible]無[illegible]命人方へ何れも大[illegible][illegible]学問[illegible]中学別[illegible]命人我[illegible]中[illegible]先[illegible]我[illegible]学問[illegible]我[illegible]一同[illegible]学[illegible]我[illegible]為[illegible]時の[illegible]酒の[illegible]却て家を[illegible]一[illegible]の[illegible]

なること[illegible]

一 山内[illegible]書[illegible]寫

一 四を[illegible]義を明[illegible]を[illegible]郷を[illegible]

一 [illegible]人の[illegible]行[illegible]

一 戦[illegible]の[illegible]入義を[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

稗を一株ごとに合せて適ゝ世民を撫育して
其年いまだ有司に達せざるの作ふ事なせり
終ふ所の年ふ達に所の作ふ事なせる面目なり
手授く稗を与へ給せ人民の多飢されあ
らんの事多若しこれを思ふ所なるい
天道乃ち其人を思ひて如しつゝと作れ
ん

一 関西の学校作すべき所ふ所ふ所は奥
陸奥郡の内ふ井田を作す今仮主家を井田

村と中日本おて井田の法を立てられ所いまさ
ずいりし

一 寛永三丙寅の年
台徳院様内上洛ありて所も作事ふ九月ふ
上皇院様尾二條の内御ふ幸せらるゝ和歌の内
令行り 行幸過年ふ立ふ新て 天国風を敬せる
峰ふ生る松乃ゝ色せとうるはして
あまつかぜ ふきにしをちらすな
文武ないまさ国情おいせられ 故事ふ立らるゝ

[illegible]

一

寛永九年

大猷院様御ふ家を[illegible]て国持より御家へ
封をうけきり命ずり六月廿六日国元を発し
[illegible]道中はふ[illegible]の宿馬ふ[illegible]の
[illegible]ふ[illegible]ふ発[illegible]新[illegible]
[illegible]

一

[illegible]の初[illegible]の[illegible]より東叡山[illegible]を
[illegible]て

大猷院様の御[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]の[illegible]

東照宮御勅諚[illegible]の事[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

明暦二年丙申九月十七日 御乗れ初め十番の
流鏑馬を催せる事 [illegible] 国
情なれば流鏑馬 [illegible] 国の [illegible]
[illegible] 的
[illegible]

一

寛文八年戊申九月十七日 御乗れ初め後生男を
[illegible] 人
[illegible] 一人 [illegible]
[illegible] 弱
[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]民の内[illegible]六度[illegible]なりて[illegible]陸を[illegible]
いつくして改[illegible]きとふを[illegible]事をなく民
[illegible]せ[illegible]
あり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

事をいふとの咲嘩の時の前段を切りて待
隙うち〳〵義を濟て偽をもくわだてうち
咲嘩のあかり可ちあい所に仕をはけ家内ちる
すとかの物語なり

一 天地一世の事を初めと世界の四時を立て後い
第子をを花世ふ所のあと弱せ一を一人みて天下と
名をあつりをふ四海の人一人として手足を驚
さるを知

一 天地のかてきい家中の事をよく治をんをかく

威を恩との二つなり〳〵威なくして恩をうるべ
ちあり〳〵うるおひ教訓をすぬ如くみて用ふ之人
うを威をうりみて農きを第一とせい上ちき紙
ひをうるとも志家ふあつきうふあきをあい事又数と
の事と恩みてよくなりき信義のかも崩をうち
如くふ崇四時を行ふを威をいふ〳〵恩信事れを
威ち愛用の事く威なれい恩信も用ふてを
行れを事を之の所をよく小の情を知て事大
事く小の情を知きれい恩信を威も用ふ之事しを

学ぶ者も聖賢の教を稽古なるべし此一つのい
ましめなり　雨夜燈

藩屋舎約　学校掟書

一　古人の学をなすや日月至とかや物は何のための良
智の人曰ふ所の学問を職ふ所て千職ふ任せ学校
取り此の我等ら属の職ふ生れて武士の名を受け
人ならば武士の法ふ学べ武士の業を勤むべし
自ら良智ふ和漢ともに武士ハ民を育め教
導をなすべ中庸の法なりと叶ふべ法の

仁の道を仁義と上取ふ明して義を重ぶ文徒
なり明かして事理なるい武徒ハ良智明かれい
此徒なるまり我ふ備りを知ふ今法士の令約
政良智をなして字を以て徒ふ行ふ此を以て
ふ記聖教を学ぶ遇ふ記回志数業集ふ
邪の時いて悪に至べきや三邪の禍を受ふ為て
法ふ徳ふ為て他ふ安一此生を学ふ世の天威
明と天象豈一生のみなんや可思て戒の為ふ
文武ふ徳ふ為ふ藝ふ法ハ我為の生涯の如く

蠶ハ桑耕耘乃事の如ク文武をもて耕耘の事とす四の生理を生長養育ス教学ハ長ク修ふ可き者を修ム人事の必ス可き如んや

一 毎日晨昏ニ盥漱ス衣服を整ヘて聖経賢伝を熟復ス文学の拙きも武ハ孝経四書の経文を復武ハ史記諸書の伝記を復ス教授教法の方術の二条を求めて心を毋子の上教ス可き事なり

一 食後ふハ射を学ハ時ニ応ジ復習力を勉ム

ベシ学ブ所ハ人ふり時ふり教ふるものなれハ勉ム修ム可シ武芸ハ法学の具武を止の武なれハ武ハ武ハ射ハ御ハ書ハ数ハ文武の芸術ハ於て学ブ可シ

一 書数ハ文武の芸術ハ於て学ブ可シ

一 礼楽ハ古聖の教ふる礼ハ人の政を治ム礼楽ハ人の和を通フ礼楽を学ハむと欲ス人ハ先ハ礼楽を学ハ可シ

人と者一致和の結ぶを毎日交際の礼を行
ひ日ふ音聲の樂を教せん為ふ為の礼ふい
ま者をもの也

一 礼用軍用飲くへ人ふ国家を恒ふ民を教へ
事多端ふ為一を為人情長度長短是非
毒多の私用ふ於て者 條約を為ふ人一ふ
於く條約なふ人を成い礼用を国政軍用を
成ふ為い其恩利害の人多き人ふ人一世條を
和ふ為ふ為ふ人て和ふ人ふ敵者して逆を生き

一 明治の交自化政議ふく於和睦一温恭自虚ふ
して黄 [illegible] 威張慢ふして云行ふ
年ふ海を為ふ交を小藩の礼儀を化人の之邪世
ふの為ふ人い教て口ふ言の為一恭敬の為を
為人一名歌の新聲樂を設嬉ふ為風必ふ
出て那れ云ふの解なを和を為ふ人一

一 明治の交一辞の人ふ為一を国家を安敬ひ事業
を為ふて 為我の我ふく藪を使利ふ為ふ事

[illegible]

一 [illegible]

自分せよ [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

唯氏[illegible]命[illegible]の[illegible]所[illegible]以[illegible]
[illegible]を[illegible]の[illegible]事八引[illegible]備爲
典刑[illegible]今爰[illegible]贊せ[illegible]

稽德編卷之二十二終